

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 12 月 1 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 25 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16,080,000 12,864,000	一括	3,216,000	370,950	52,992
1	7,460,000				
2	8,620,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市蓮正寺字金田
地 番 48 番 1
地 目 宅地
地 積 203.54 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 小田原市蓮正寺字金田 48 番地 1
家屋 番号 48 番 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
床 面 積 1 階 90.32 平方メートル
2 階 116.64 平方メートル
3 階 91.44 平方メートル

所有者 株式会社ポスト広告



物 件 明 細 書

令和 8年 8月20日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

株式会社ポスト広告が占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市蓮正寺字金田
地 番 48 番 1
地 目 宅地
地 積 203.54 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 小田原市蓮正寺字金田 48 番地 1
家屋 番号 48 番 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
床 面 積 1 階 90.32 平方メートル
2 階 116.64 平方メートル
3 階 91.44 平方メートル

所有者 株式会社ポスト広告



令和8年(ケ)第25号
令和8年5月8日受理
令和8年7月2日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 野口 慎也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市蓮正寺字金田
地 番 48番1
地 目 宅地
地 積 203.54平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 小田原市蓮正寺字金田48番地1
家屋 番号 48番1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺3階建
床 面 積 1階 90.32平方メートル
2階 116.64平方メートル
3階 91.44平方メートル

所有者 株式会社ポスト広告

(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	■債務者 株式会社ポスト広告 ☐		
占有状況	■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居室 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
☐ 関係人 (☐ (占有者) ☐ ()) の陳述／ ■提示文書(法人登記事項証明書・建物登記事項証明書)の要旨			
占有権原	☐ 賃借権 ■使用借権 ☐ 不明		
占有開始時期	平成3年8月1日(建物登記事項証明書の登記名義人住所変更登記の本店移転日)		
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、概略間取図及び添付した写真のとおりである。
なお、建物図面（各階平面図）は換地処分前のものであり、換地処分後は、公図を参照。
- 2 当職は、令和8年5月13日に、本件土地所有者Aの自宅住所に照会書を発送しているが、期限までに回答は無かった。また、当職が、本件建物所有者株式会社ポスト広告の代表番号に電話を掛けるも「この電話は、現在使われておりません」というメッセージが流れた。
- 3 株式会社ポスト広告の法人登記事項証明書の記載によると、Aが本件建物所有者である株式会社ポスト広告の代表者代表取締役という身分関係からすれば、本件土地の占有権原は賃借権ではなく使用借権と解する。
- 4 1階の事務所部分を含む本件建物に第1回臨場したところ、インターホンを押しても占有者の関係者から応答が無く、通知書を郵便受けに投函しても関係者から連絡が無かった。第2回臨場時も応答が無く施錠されていたので、解錠のうえ立入調査を実施した。
- 5 本件建物の外部に掲げられた看板・郵便受け等の表示、本件建物内部の状況（電気は既に停止している、関係者の不存在、当職が内部にあった資料を確認する限り日付が最新のものでも1年半以上前の物だった）、本件建物内部にあった公共料金関係をはじめとする書類の宛名・備品等の表示、法人登記事項証明書記載の本店が本件物件所在地であること、以上から本件建物所有者である株式会社ポスト広告が、本件建物を動産類が放置されている状態で事務所として占有しているものと認めた。
なお、1階の事務所部分も、「テナント募集」の掲示板が事務所入口扉付近に掲げられていたこと、事務所内部の状況（コピー用紙の束のみが部屋の隅にいくつか置かれているのみで室内を現在使用している形成が無い、床には虫の死骸が所々に存在した）、以上から同じく本件建物所有者である株式会社ポスト広告が、若干の動産類が有る状態で事務所として占有しているものと認めた。
- 6 本件建物内部を立ち入り調査時に目視により確認した範囲においては、経年劣化による汚損や損傷が認められるものの、躯体に関わる大きな損傷等は認められなかった。
- 7 評価人の調査によれば、本件土地は北側と西側でそれぞれ建築基準法42条1項に該当する市道にそれぞれ接している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月11日(月) 15:42-15:52	横浜地方法務局 西湘二宮支局	不動産登記事項証明書及び法人登記事項 証明書申請受領
令和8年5月12日(火) 15:05-15:10	目的物件所在地	外観調査 占有調査 写真撮影 通知書投函
令和8年5月12日(火) 16:05-16:06	当庁	株式会社ポスト広告の代表番号に電話を 掛けるも「この電話は現在使われておりま せん」というメッセージが流れた。
令和8年5月13日(水)	当庁	本件土地所有者Aへ照会書郵送
令和8年6月22日(月) 11:40-12:58	目的物件所在地	立入調査(評価人同行) 占有調査 写真撮影

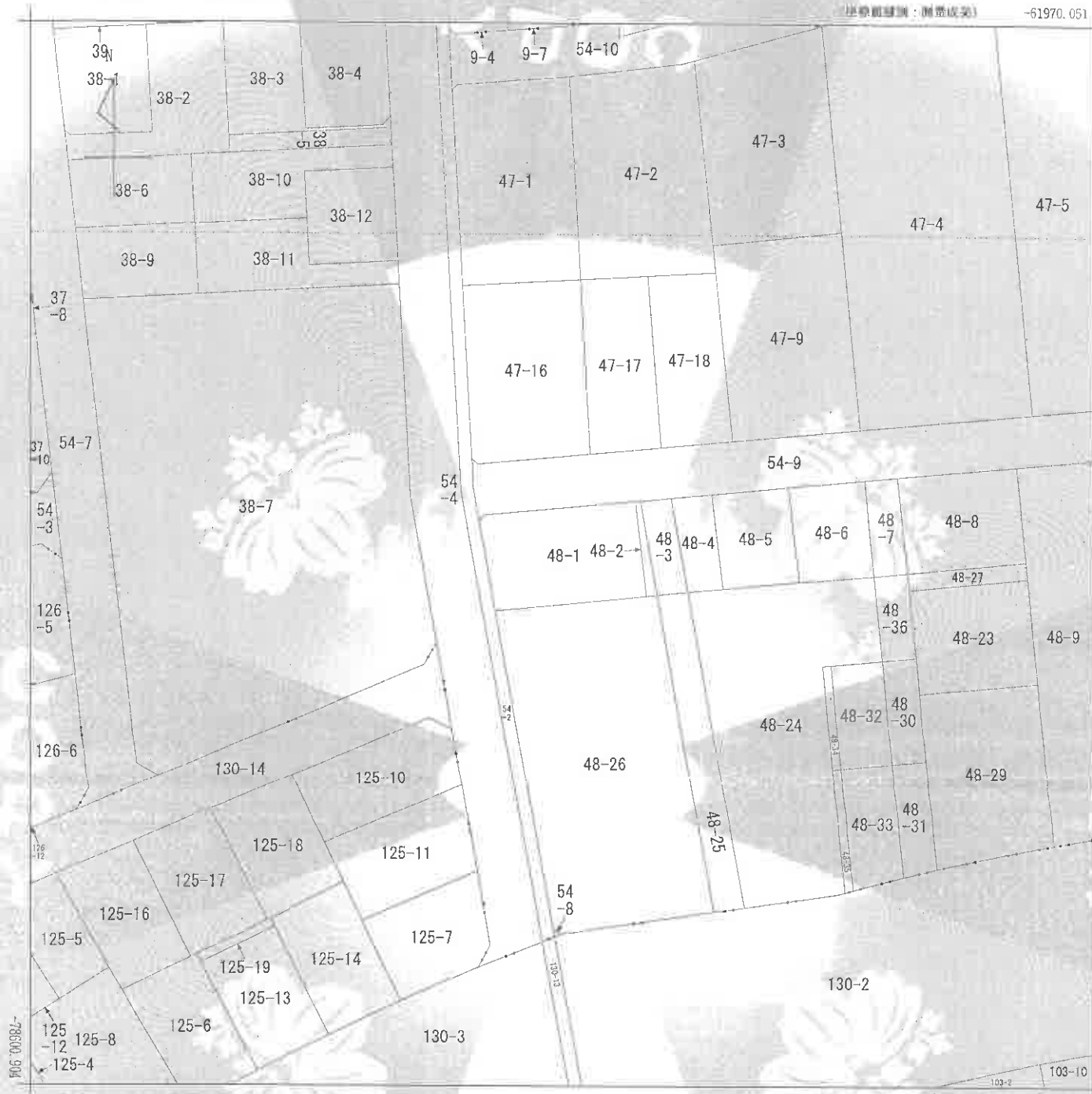
(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して
臨場した。

☒ 令和8年6月22日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内
に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-62095.051

(座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

蓮正寺

請求部	所在	小田原市蓮正寺字金田			地番	48番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日	平成19年7月			備考年月日(原図)	補記事項	街区基本調査成果図	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局西湘二宮支局管轄)

令和8年2月26日

横浜地方方法務局

登記官

請求番号：55-1

(1/1)

(6枚目)

登記年月日：平成3年6月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局 西側二宮支局管轄)

令和8年2月26日

横浜地方方法務局

登記官

093215 各階平面図

48-1

建築物図面
各階平面図

家屋番号
43-5

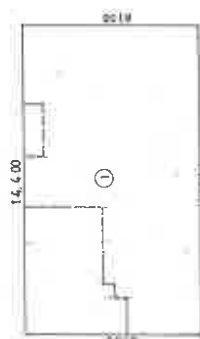
建物の所在
小田原市蓮正寺字金田1-3番地5-1-1番地48-1

(同所換地予定地番1-6街区1号-2)



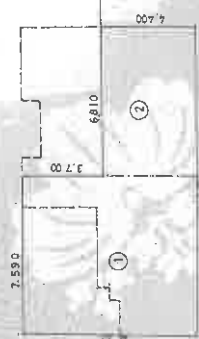
床面積計算表 単位: M

①	3.385	×	1.750	=	5.923750
②	3.935	×	3.60	=	14.166000
③	3.110	×	3.335	=	10.371025
④	2.240	×	8.150	=	18.246000
⑤	2.600	×	3.210	=	8.346000
⑥	3.500	×	3.100	=	10.850000
計				=	68.350775 M ²



床面積計算表 単位: M

①	8.100	×	14.400	=	116.640000 M ²
---	-------	---	--------	---	---------------------------



床面積計算表 単位: M

①	6.100	×	7.550	=	46.055000
②	4.400	×	5.810	=	25.564000
計				=	71.619000 M ²

○は写真撮影位置・方向



(日加第)

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製者

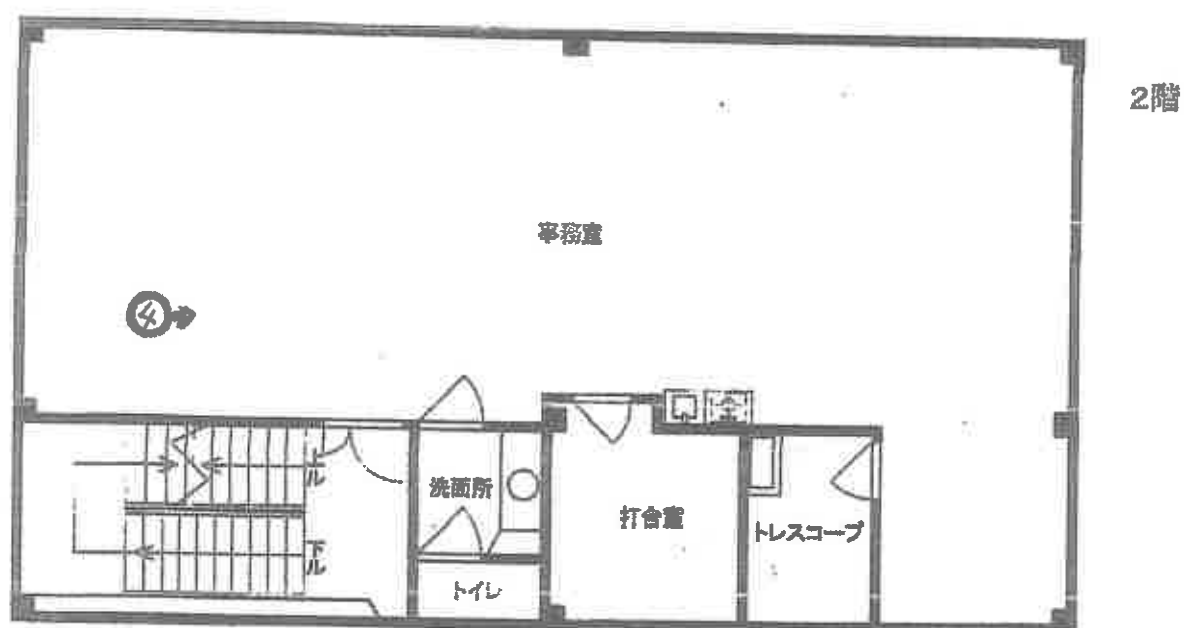
(日加第12)

3.6.19

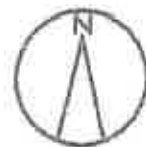
概略間取図



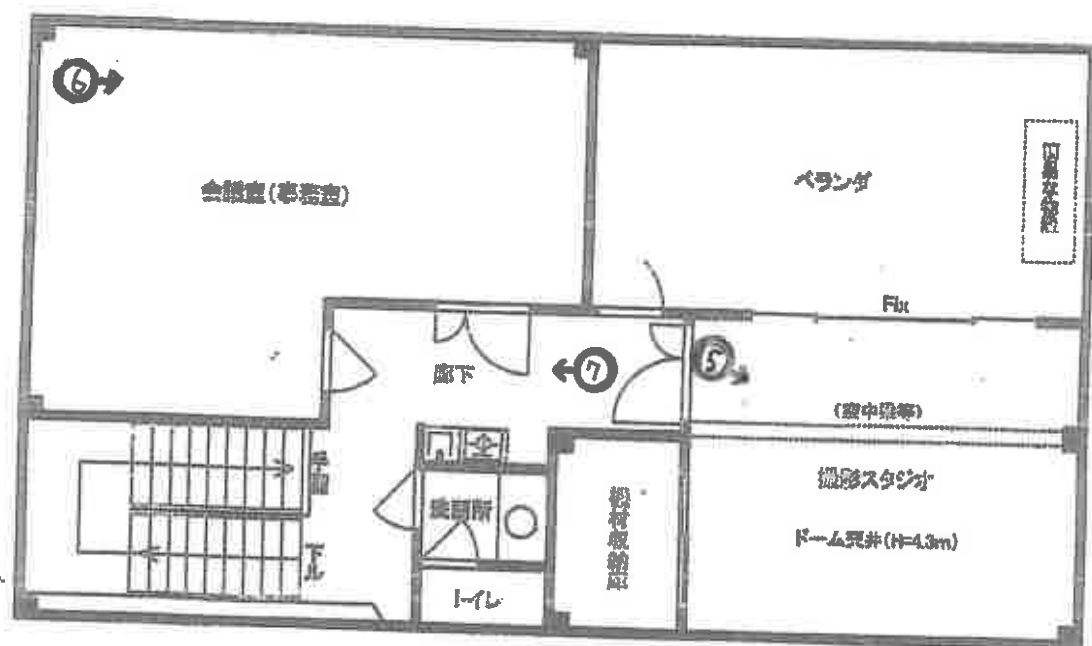
←○は写真撮影位置・方向



概略間取図



○は写真撮影位置・方向



3階

①



② 1階事務所



③ 1階事務所



④



⑤



⑥



⑦



令和 8 年 《ケ》 第 25 号
令和 8 年 6 月 22 日 現地調査
令和 8 年 6 月 30 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 16,080,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 7,460,000 円
物 件 2（建物）	金 8,620,000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 小田原市蓮正寺字金田
地 番 48 番 1
地 目 宅地
地 積 203.54 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 小田原市蓮正寺字金田 48 番地 1
家屋 番号 48 番 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
床 面 積 1 階 90.32 平方メートル
2 階 116.64 平方メートル
3 階 91.44 平方メートル

所有者 株式会社ポスト広告

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「蜷田」駅の北方約 800m（道路距離）で、徒歩約 10分	
付 近 の 状 況	県道背後の幅員約 6m市道沿いに、中小規模一般住宅、アパート、マンション、事務所、畑等が混在する住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60%（準防火地域に付基準建蔽率 70%） 200% 準防火地域 第2種高度地区
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	203.54㎡ ほぼ長方形 北側間口約 18.5m、奥行約 11.2m ほぼ平坦、隣接地とはほぼ等高に接面している。
接面道路の状況	北側幅員約 6m舗装市道（3170：建築基準法第42条1項）とほぼ等高に約 18.5m接面している。西側幅員約 6m舗装市道（3172：同前）との間には水路が流れている。南西方で目的土地と市道との間の水路に橋が掛けられているが、水路占用許可はない。（小田原市役所調べ）	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。Aが本件建物所有者の代表者代表取締役という身分関係から土地の占有権原は使用借権と解する。建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
特 記 事 項	① 東富水土地区画整理促進区域（土地区画整理事業施工済み） ② 目的物件は、小田原市洪水ハザードマップの浸水想定区域に該当しており注意を要する。 ③ 敷地北西端に電柱が1本ある。電柱施設料等は不明である。 ④ 景観計画景観条例等 ⑤ 宅地造成等工事規制区域	

2. 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成3年6月12日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約36年
	経済的残存耐用年数	約14年
仕 様	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	屋 根	陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	コンクリート、タイル貼り等
	内 壁	クロス貼り等
	天 井	化粧ボード、クロス貼り等
	床	Pタイル、カーペット等
	設 備	流し台(クッキングヒーター付)×3、トイレ×3、洗面所×2等
	そ の 他	撮影スタジオ、トレスコープ等
床面積（現況）	1階 90.32㎡、2階 116.64㎡、3階 91.44㎡、 延床面積 298.40㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現 況 用 途 等	種 類	事務所
	間 取 り	事務所+事務所+撮影スタジオ（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和8年6月22日：内部立入調査。 建物所有者が本件建物（1階東側事務所及び1階西側、2階、3階事務所）を1階東側は若干の動産類がある状態で、1階西側、2階、3階は事務機器・事務用品等が残置された状態で事務所として占有している。 1階東側事務所と1階西側事務所部分は入口が別々に設けられ、壁で仕切られており、内部で行き来はできない。	
特 記 事 項	① 本件建物は建築確認申請の完了検査済み（番号：不詳、平成3年7月1日交付）が出ている。 ② 本建物は経年劣化による汚損や損傷が認められるものの、躯体に関わる大きな損傷等は認められなかった。また、3階ベランダに存する簡易な物置は基礎がなく動産である。	

第5 評価額算出の過程

本件では積算価格に加え収益価格を求め、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を決定した。

I 積算価格

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	105,000	98	103,000	× 203.54	× 0.9	= 18,870,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 小田原－17

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \\
 & & & & \text{補 正} & & \\
 & & & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 113,000\text{円/㎡} & \times & \frac{100.4}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{108} = 105,000\text{円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の交通接近条件等であるが、街路条件で若干劣り、環境条件等で優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的土地は、南西方で水路に橋が掛けられているが、水路占用許可はない等で若干劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	270,000	× 298.40	× 0.17	= 13,700,000

現価率

- ・経過年数36年、経済的残存耐用年数14年、観察減価率（中古建物による市場性等を含み、保守管理の状態、特記事項に記載したこと等を考慮した。）40%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &: \frac{\text{経済的残存耐用年数14年}}{(\text{経過年数36年} + \text{経済的残存耐用年数14年})} \times (1 - 0.4) \\
 &= 0.17
 \end{aligned}$$

2. 積算価格の判定

積算価格は前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算して求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	18,870,000	×	0.20 場所的利益	= 3,770,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を20%（堅固建物）と査定した。

② 積算価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	積算価格 (円)	価格構成比
1	18,870,000	－ 3,770,000	= 15,100,000	46.4%
2	13,700,000	＋ 3,770,000	= 17,470,000	53.6%
積算価格（合計）			= 32,570,000	100%

Ⅱ 収益価格

総収益から総費用を控除した純収益を還元利回りで還元して、下記のとおり収益価格を求めた。

総収益 (円)	総費用 (経費比率)	純収益 (円)	還元利回り (%)	その他 補 正	収益価格 (円)
3,294,000	$\times (1 - 0.2884)$	$= 2,344,000$	$\div 9.2$	$\times 0.90$	$= 22,930,000$

総収益：周辺地域の実質賃料等を参考にして月額支払い賃料を想定、検討し、可能総収益から空室損失・貸倒損失を除いた有効総収益とした。

総費用：修繕費、維持管理費、公租公課、損害保険料等を総収益に対する経費比率により求めた。

還元利回り：同一需給圏における類似不動産の取引利回り等を参考に標準的還元利回りを求め、これに対象不動産が固有に有する収益用不動産としてのリスク（不確実性等）を加算して求めた。

その他補正：今後必要となる補修費や改装費に係る減価補正のほか、違反・欠陥箇所等の有無及び賃料水準の持続妥当性等も勘案して査定した。

Ⅲ 評価額の判定

以上より、積算価格と収益価格が求められた。各試算価格について検証を行い、目的物件が事務所であり、自己使用のほか賃貸目的としての利用も認められるものと判定し、積算価格を若干重視し、収益価格を比較考量して、所要の修正を行った上、評価額を以下のとおり決定した。

$$(32,570,000\text{円} \times 0.6 + 22,930,000\text{円} \times 0.4)$$

物件 番号	調整後の合計 価格（円）	構成比	占有減価 修 正	市場性 修 正	競売市場 修 正	その他の 控除（円）	評価額 （円）
1	28,710,000	46.4%		× 0.8	× 0.7		= 7,460,000
2		53.6%	× 1.0	× 0.8	× 0.7	0	= 8,620,000
一括価格（合計）							= 16,080,000

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：目的物件は住宅街に存する鉄筋コンクリート造3階建の事務所ビルであり、有効需要を考慮すると市場性が劣ることから一般市場性減価として、－20%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 小田原－17

所 在：小田原市蓮正寺字杉田23番8

価 格：113,000円／㎡

位 置：小田急小田原線「螢田」駅の北方約850m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：175㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：西5m市道

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率150%）

地 域 の 概 要：一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 16,303,554円

物件2 15,269,254円

第7 附属資料の表示

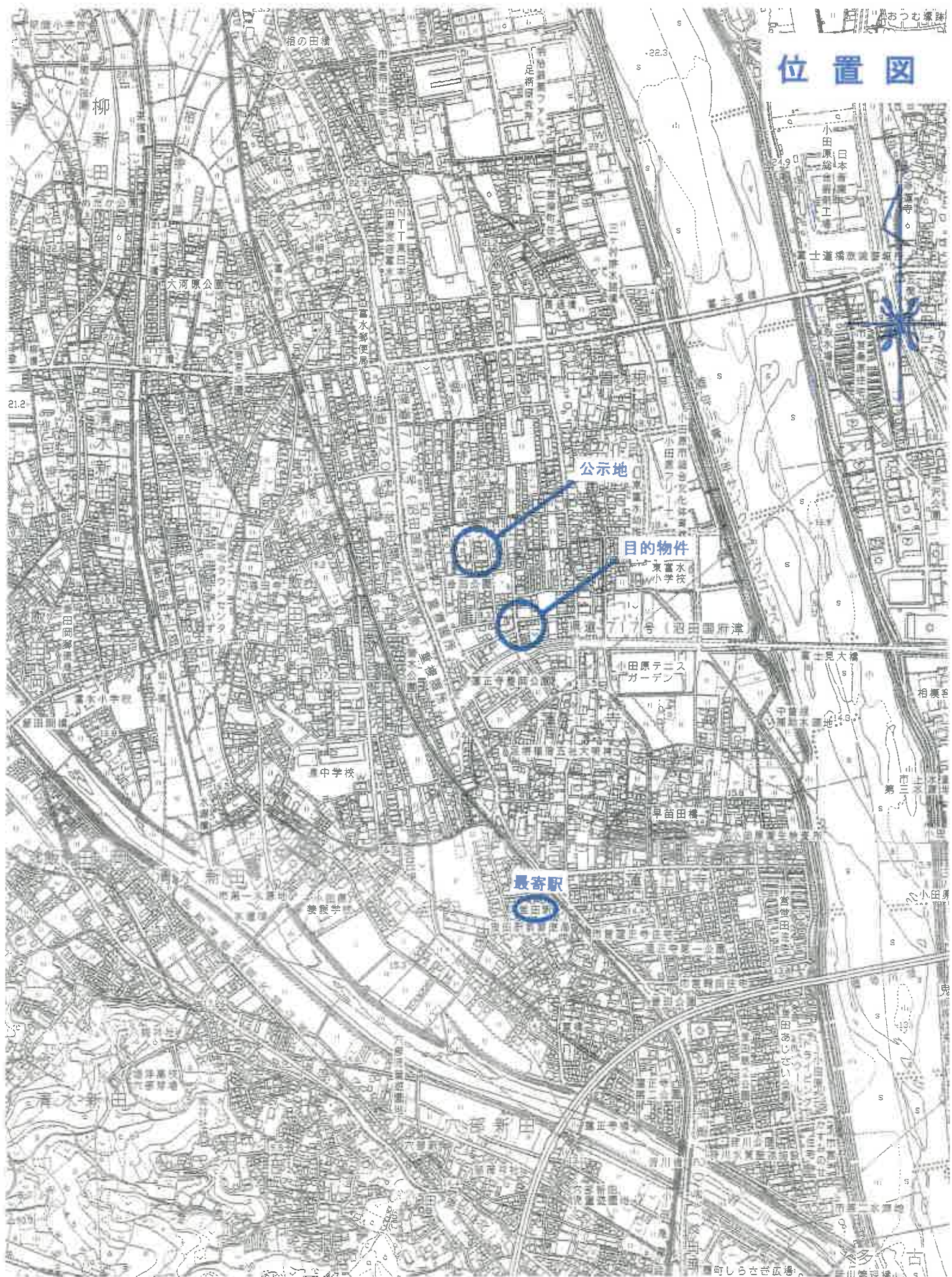
位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

以 上





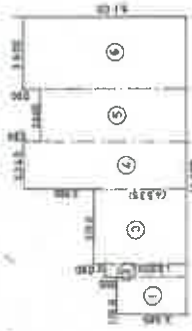
登記年月日：平成3年6月19日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局西瀬 窓支局管轄)
令和8年2月26日 横浜地方法務局

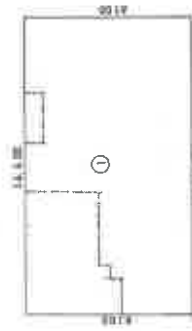
登記官

48-1		建物図面	
家屋番号	43-5	各階平面図	
建物の所在	小田原市蓮正寺字金田4-3番地5-1-1(旧番地)48-1 (同所業地予定地番地1-6街区1号-2)		

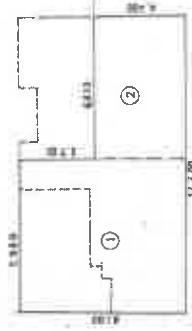
093215 各階平面図



床面積計算表 単位: M		
①	3.385 x 1.750	= 5.923750
②	3.935 x 0.60	= 2.361000
③	3.115 x 3.530	= 10.996050
④	3.240 x 8.100	= 26.244000
⑤	3.600 x 7.200	= 25.920000
⑥	3.300 x 8.100	= 26.730000
計		90.323600 M2



床面積計算表 単位: M		
①	8.100 x 14.400	= 116.640000 M2



床面積計算表 単位: M		
①	8.100 x 7.250	= 58.725000
②	8.400 x 8.410	= 70.624000
計		129.349000 M2

(日 規 定 12)

(日 規 定 12)

作製者

縮尺 1/250
平成3年5月13日作製
願士会連合会(用紙)

申請人

縮尺 1/500

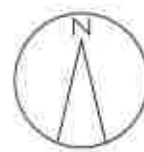
3.6.19

請求番号: 55-2

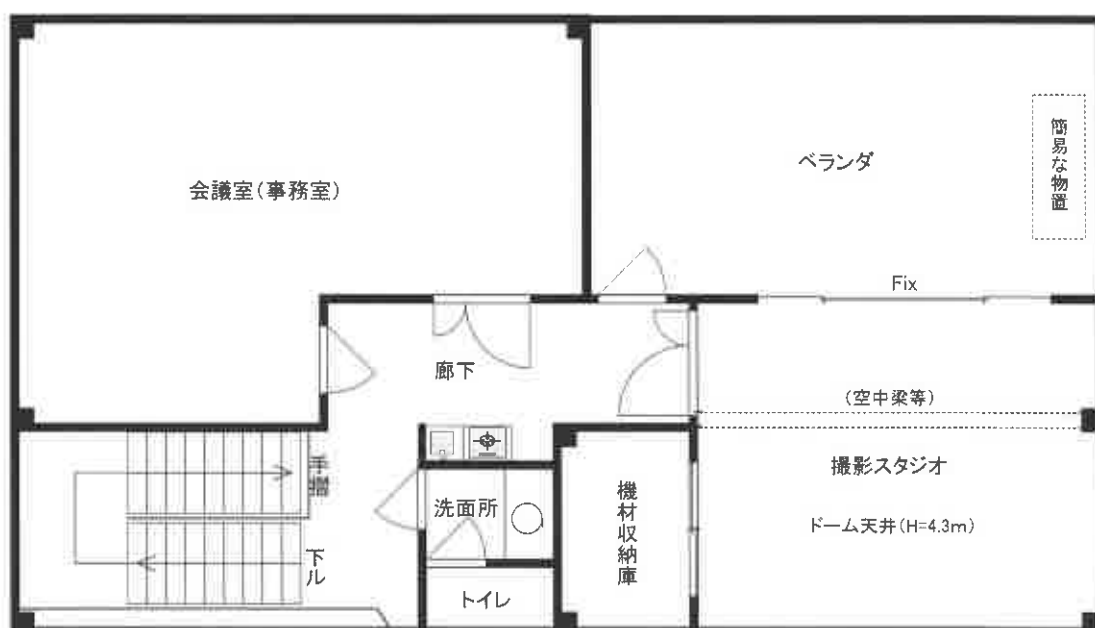
本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 2

概略間取図



概略間取図



3階